

令和7年陳情第11号「小学校の校庭にバスケットゴールの設置を求める件についての陳情」について

陳情項目1 西の谷小学校への子供からの相談の確認を行うこと。

西の谷小学校に確認した。学校からの聴取内容は概ね以下のとおり。

- ・令和7年11月18日に児童とその保護者が来校し、校庭にバスケットゴールを設置して欲しいといった旨の要望を受けた。

陳情項目2 子供と教師が設置に向けた方法を一緒に考える仕組みを設けること。

学校では、学級や学校での生活をよりよくするための課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践することを目指しており、学級会活動や委員会活動及び学校評価等による児童生徒の考えを伝える場を設けている。

学校備品の購入に関しては、学校として、教育的な必要性、安全面の確保、整備の優先順位及び予算との整合を踏まえ、検討していく。

陳情項目3 千葉市こども・若者基本条例の第38条に基づき、子供の意見表明に基づく施設整備を目的とした資金支援の仕組みを確立すること。

学校においても、条例の趣旨を踏まえ、児童生徒が意見を表明できる機会を確保するよう、また、可能な限りその意見を反映させるよう努めるとともに、反映させることができない場合は、その理由を説明するよう努めていく。(条例第36条、第38条)

陳情項目4 西の谷小学校にバスケットゴールを設置する支援をすること。

学校備品の購入に関しては、学校が、教育課程上や学校運営上からその必要性等を判断し、優先順位を付けた上で学校の予算で購入している。学校の予算では対応が困難な場合は、学校からの要望を受けて、教育委員会で、予算や優先順位、必要性、緊急性等を踏まえて予算の追加配付を判断することとしており、可能な限り対応しているところである。

なお、教育委員会は、すべての学校の状況を踏まえて対応しており、特定の学校に対して優先的に支援することはできない。

※参考

千葉市こども・若者基本条例（抜粋）

第36条 市、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、こどもや若者に関する計画の策定若しくは施策の実施又は施設若しくは団体の運営に当たり、聴取したこどもや若者の意見を反映させるよう努めるものとします。

2 市、こどもに関わる施設・団体及び若者に関わる施設・団体は、こどもや若者の意見を反映できない場合は、その理由を説明するよう努めるものとします。

第38条 市は、全てのこどもや若者について、権利の侵害を受けることなく、一人一人の個性が認められ、尊重されるとともに、個性や発達及び理解の程度に応じて、自分に関わりのあることや社会のことについて、意見を表明し、様々な活動に参画できるよう、環境の整備その他の必要な支援に努めます。

2 市は、全てのこどもや若者について、多様な価値観が認められ、尊重されるとともに、将来は自立したおとなとして生活基盤が安定し、社会の一員としての認識を持つて、円滑に社会生活を営むことができるよう、切れ目のない支援に努めます。

3 市は、こどもにとって安全で、かつ、安心できる生活環境は人格形成の礎を築く重要な要素であるとの認識の下、こどもを養育する者の子育てに関する不安を解消し、負担を軽減するために必要な支援に努めるとともに、家庭での養育が困難なこどもには、こどもの健やかな成長に必要な養育環境を確保するために必要な支援に努めます。

4 市は、地域においてこどもや若者が、様々な住民との関わりの中で豊かな人間関係を築くとともに、安全に、かつ、安心して過ごすことができる居場所を確保するためには、必要な支援に努めます。